

令和3年9月30日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

I 新型コロナウイルス感染症に係る取組.....	1
--------------------------	---

参考資料 第45回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料<抜粋>

I 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の実施方針のとりまとめ、措置の実施などの対応を行った。令和3年9月10日の防災警察常任委員会以降の主な取組は、次のとおりである。

1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

開催日	主な内容
9月22日	病床確保フェーズの再設定について（書面開催）
9月28日	緊急事態宣言解除後における県の対応について

2 緊急事態宣言解除後の県の対応

9月28日、国は本県に発出していた緊急事態宣言を、9月30日で解除することを決定した。宣言解除後、本県では、これまで行ってきた対策を10月1日以降、段階的に緩和する。

(1) 区域

県内全域

(2) 主な内容

ア 県民への要請（～10月24日）

- ・外出する際は、「人混みは危険」という意識を持って、混雑している場所や時間を避けて少人数で慎重に行動すること
- ・特に21時以降の外出を自粛すること

イ 事業者への要請

(7) 飲食店等（～10月24日）

a 営業時間の短縮

(a) マスク飲食実施店の認証を受けた店舗

5時から21時（酒類の提供は11時から20時）

(b) マスク飲食実施店の認証申請中の店舗

5時から20時（酒類の提供は11時から19時30分）

(c) その他の店舗

5時から20時（酒類の提供は停止）

b 人数制限

1組4人以内または同居家族

c カラオケ設備の利用自粛

飲食を主として業とする店舗にカラオケ設備の利用自粛

(イ) 大規模集客施設等（～10月24日）

5時から21時までの営業時間短縮の働きかけ

(ウ) イベントの開催制限（～10月31日）

収容率と人数上限のいずれか小さい方を適用

収容率：歓声等有 50%以内、歓声等無 100%以内

人数上限：5,000 人または収容定員 50%以内（10,000 人以下）

のいずれか大きい方

※ 年末年始に向けたイベント制限として、11月1日から令和4年1月末までのイベントの事前販売を10,000人上限とするよう働きかけ